

岐阜県公報

第 二 百 六 十 号
令 和 三 年 十 二 月 十 七 日
(金曜日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	六一三
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	六一三
指定医療機関の廃止の届出	(同)	六一四
指定医療機関の休止の届出	(同)	六一四
指定医療機関の所在地等の変更の届出	(同)	六一四
指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同)	六一四
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	六一五
指定介護機関の廃止の届出	(同)	六一五
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	六一五
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	六一六
家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施	(家畜防疫対策課)	六一七
道路の区域変更	(道路維持課)	六一七
家畜商講習会の開催	(畜産振興課)	六一八
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	六一二
落札者等に関する公示	(水道企業課)	六一二
正 誤		
准看護師試験の実施中訂正	(医療福祉連携推進課)	六一二

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

告 示

岐阜県告示第五百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
そはら赤座医院	各務原市蘇原旭町一	令和三・四・一
たかぎ内科	可児市土田三五五一	令和三・一〇・一
V・drug 和良診療所前薬局	郡上市和良町沢字寺前八六八番一	同

岐阜県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

令和三年十二月十七日

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
-------------	--------------------	----------------	-----------------	-----------

株式会社アジア	多治見市旭ヶ丘一八六八	訪問看護ステーション	多治見市旭ヶ丘二丁目三五番地	令和三年十二月十七日
---------	-------------	------------	----------------	------------

さかさにじ合同会社	岐阜市柳津町高桑一丁目二一八	にしぞら訪問看護ステーション	羽島市小瀬町外粟野三六六九	同
-----------	----------------	----------------	---------------	---

岐阜県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
そはら赤座医院	各務原市蘇原旭町一九六三	令和二・二・四

た か ぎ 内 科	可児市土田三五五一	令 和 三・九・三〇
アポロン薬局 和良支店	郡上市和良町沢寺前八六八	同

岐阜県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
奥 野 医 院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七一	令 和 三・九・二八

岐阜県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその所在地等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

ピノキオ薬局 大垣店
新 大垣市林町四丁目六四一
中央タワーズRihoh大垣
旧 大垣市林町四丁目六四一
清水ビル1F
平成三二・四・一

岐阜県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	指定年月日
医療法人社団 穂隆会	瑞穂市別府二二九七番地	介護予防訪問看護	吉村訪問看護ステーション	令和三・八・一
所 俊 彦	瑞穂市別府二二五	居宅介護支援事業	所内科医院居宅介護支援事業所	令和三・一〇・一
野 原 理 香	大垣市領家町一三	居宅介護支援事業	ケアプラン あかつき	令和三・一〇・一

岐阜県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

特定非営利活動法人 まちの家 大垣市赤坂新町四二六
赤坂宿 二六
赤坂宿訪問看護ステーション
新 大垣市池尻町一五四〇
旧 大垣市赤坂町二六七二
令和三・一

岐阜県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の所在地	居宅介護事業所等の名称	指定年月日
瑞穂市別府二二九七番地	吉村訪問看護ステーション	令和三・八・一
瑞穂市別府二二五	所内科医院居宅介護支援事業所	令和三・一〇・一
大垣市世安町一丁目四一	ケアプラン あかつき	令和三・一〇・一

同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

有限会社 田島薬局

郡上市八幡町小野六丁目五番地の四

居宅療養管理指導

アポロン薬局 和良支店

郡上市和良町沢字寺前八六八番一

令和三・九・三〇

同

同

介護予防居宅療養管理指導

同

同

同

岐阜県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和三年十二月十七日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

旧 東京都千代田区神田練塀町六八番地一

ムラタヤビル

居宅療養管理指導

ファーコス薬局 ひばり

不破郡垂井町李録二二一〇四五

令和三・九・一

株式会社 ファーコス

新 東京都千代田区神田練塀町六八番地一

ムラタヤビル

居宅療養管理指導

ファーコス薬局

不破郡垂井町東神田二二三二

同

同

同

介護予防居宅療養管理指導

同

同

同

同

同

居宅療養管理指導

ファーコス薬局 東神田

不破郡垂井町東神田二二三二

同

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

岐阜県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 矢嶋 誠 優

指 定
年 月 日

治療院・訪問マツ
サージ ゆら

加茂郡白川町白山一五七二一

令和
三〇一

岐阜県告示第五百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

同

同

二 実施する区域

県内全域の百羽（だちよう）にあつては、十羽（以上を飼養する家きん飼養農場（消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。））その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

令和三年十二月二十七日から令和四年一月十四日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

岐阜県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	可土 児岐線	土岐市泉町久尻字元屋敷 九五二番二地先から 同 市同町同 字水晶山 一四二五番一八地先まで	前 後	六六 二七九	三五・五	

公 示

家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 開催の期日及び場所

令和四年二月七日（月）及び同月八日（火）

岐阜市六条大溝四丁目四番七号 岐阜県家畜商協同組合事務所二階研修指導室

二 講習科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

三 受講手続

受講希望者は、受講申込書（別記様式第一号）に写真（申込み六か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向、無背景、縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）を貼付して提出すること。ただし、家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）第四条各号に掲げる特別な資格を有する者で、家畜商法施行令第一条の四第一項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書（別記様式第二号又は別記様式第三号）に、獣医師の免許を受けている者にあつては獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第七条第二項の獣医師免許証の写しを、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十八条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

四 受講手数料

三千七百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受講申込書に貼付し、納付すること。（消印しないこと。）

五 受講申込書の提出先及び受付期間

1 提出先

県内居住者にあつては、住所地を所管する農林事務所農業振興課
県外居住者にあつては、農政部畜産振興課

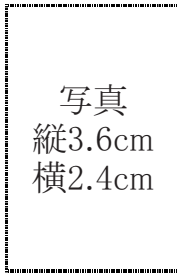
2 受付期間

令和三年十二月十七日（金）から令和四年一月十七日（月）まで

六 その他

この講習会について不明な点は、農政部畜産振興課まで問い合わせること。

別記様式第一号



令和 年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日

令和3年度岐阜県家畜商講習会受講申込書

家畜商法第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦長に使用する。)

別記様式第二号
(獣医師用)

講習時間の特例措置適用申請書

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名

家畜商法施行規則第4条第1号に該当するため、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、獣医師法第7条第2項の獣医師免許証の写しを添えて申請します。

(備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦長に使用する。)

別記様式第三号
(家畜人工授精師用)

講習時間の特例措置適用申請書

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

家畜商法施行規則第4条第2号に該当するため、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、家畜改良増殖法第18条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて申請します。

(備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦長に使用する。)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 謙

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
菅田西部地区	下 田 市 役 所	令和三年十二月十七日から 令和四年一月十七日まで

落札者選定に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者選定について公示する。

令和三年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 謙

- 購入物品及び数量 岐阜県東部広域水道事務所浄水場等で使用する電気（予定数量）
14,336,300kWh
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和 3 年 9 月 27 日
- 落札者を決定した日 令和 3 年 11 月 10 日
- 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町 1 番地
中部電力ミライズ株式会社
代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉
- 落札金額 268,748,573 円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理調整係

(2) 所在地 瑞浪市瑞門町 2190 番地 12

正 誤

(原稿誤り)

令和三年十月一日第百三十八号 准看護師試験の実施五一八頁上段後から十行目「午後一時から午後三時三十分まで」は、「午後一時三十分から午後四時まで」の誤り。